

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年三月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第十七号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十八年三月一日
指定に係る道路の位置	日高市大字高萩字六郎ヶ谷戸百四十八番から高萩字蔵脇百六十五番二十二まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	百二十二・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	九・〇